

F Y H株式会社 行動計画

当社は4月1日より施行される新たな女性活躍推進法に基づき、女性も実力を発揮できる雇用環境を整えて行くために、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

○目標

目標：有給休暇取得率を上げるため、年次有給休暇の計画的付与の日数を含め、全社員年間8日以上の有給休暇の消化を目指す。

取組内容：年次有給休暇の計画的付与の日数を含め、全社員年間8日以上の有給休暇の消化を目指す。

令和4年4月～ 棚卸等の特別必要な出勤日を除き、年次有給休暇の計画的付与にて休日とする。